

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 43(オ)846	原審裁判所名	福岡高等裁判所 宮崎支部
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 39(ネ)87
裁判年月日	昭和 44 年 2 月 14 日	原審裁判年月日	昭和 43 年 5 月 22 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 23 卷 2 号 357 頁		

判示事項	抵当権設定当時土地および建物の所有者が異なるがその抵当権の実行による競落の際これが同一人の所有に帰していた場合と民法三八八条の適用
裁判要旨	抵当権設定当時土地および建物の所有者が異なる場合においては、その土地または建物に対する抵当権の実行による競落の際、右土地および建物が同一人の所有に帰していても、民法三八八条の規定は適用または準用されない。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人田中義男の上告理由について	
<u>本件のように、抵当権設定当時において土地および建物の所有者が各別である以上、その土地または建物に対する抵当権の実行による競落のさい、たまたま、右土地および建物の所有権が同一の者に帰していたとしても、民法三八八条の規定が適用または準用されるいわれはなく、これと同一の判断を示した原判決（その訂正・引用する第一審判決を含む。以下同じ。）</u>	
<u>の結論は、相当である。</u>	
原判決には、所論のような違法はなく、所論は、採用しがたい。	
よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。	
(裁判長裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 色川幸太郎 裁判官 村上朝一)	

※参考：判例タイムズ 233 号 78 頁、判例時報 550 号 57 頁